

職員退職手当規程

平成27年4月1日施行

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、就業規則第36条の規定に基づき、職員に対する退職手当の支給に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この規程は、就業規則第2条第1項に定める職員に適用する。

第2章 退職一時金

(総則)

第3条 職員が退職したときは、この章の定めるところにより退職一時金を支給する。

(支給基準)

第4条 退職一時金は、1年以上勤続した職員が退職した場合に、その者（職員が死亡による退職の場合はその遺族）に支給する。

- 2 前項の規定にかかわらず、懲戒解雇された者には、退職一時金を支給しない。
- 3 職員の退職後懲戒解雇に相当する事実が明らかになったときは、既に支給した退職一時金を返還させ、又は退職一時金を支給しないことができる。

(退職一時金の基本額)

第5条 退職一時金の基本額は、職員が退職し、又は死亡した日におけるその者の本給の月額にその者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額に、100分の87を乗じて得た額とする。ただし、その合計額が本給の月額の100分の4、125を超えるときは、本給の月額の100分の4、125に100分の87を乗じて得た額とする。

- 一 勤続5年までの期間については、勤続1年につき 100分の75
- 二 勤続5年を超え10年までの期間については、勤続1年につき 100分の105
- 三 勤続10年を超え20年までの期間については、勤続1年につき100分の135
- 四 勤続20年を超え30年までの期間については、勤続1年につき100分の150
- 五 勤続30年を超える期間については、勤続1年につき100分の75

(退職一時金の調整額)

第6条 退職一時金の調整額は、各月（会社都合以外の事由による休職又は育児休業若しくは介護休業によりすべて勤務しなかった月を除く。）にその者が属していた次の各号に掲げる職員の等級に応じて定める調整月額のうち、その額が最も多いものから順次その順位を付し、その第1順位から第45順位までの調整月額（当該各月の月数が45月に満たない場合には当該各月の調整月額）を合計した額とする

- 一 8級 70,400円
- 二 7級 65,000円
- 三 6級 59,550円
- 四 5級 54,150円
- 五 4級 43,350円
- 六 3級 32,500円
- 七 2級 27,100円
- 八 1級 21,700円

2 次の各号に掲げる者に対する退職一時金の調整額は、前項の規定にかかわらず、当該各号に定める金額とする。

- 一 退職した者でその勤続年数が25年未満のもの（次号に掲げる者は除く）は、前項第1号から第7号に掲げる職員の等級にあつては当該各号に定める額、同項第8号に掲げる職員の等級にあつては0として、同項の規程を適用して計算した額
 - 二 退職した者でその勤続期間が5年未満のもの及び傷病又は死亡によらずに自己都合により退職した者に該当するものでその勤続期間が10年以上25年未満のものは、前号の規定により計算した額の2分の1に相当する額
- 3 傷病又は死亡によらずに自己都合により退職した者に該当するものでその勤続期間が10年未満のものには調整額は支給しない。

(退職一時金の増額)

第7条 職員が次の各号の一に該当する場合には、第5条の規定により計算して得た額に、職員が退職し、又は死亡した日におけるその者の本給月額に、100分の500以内の割合を乗じて得た額を加算して支給することができる。

- 一 業務上の傷病によりその職に堪えず退職した場合若しくは死亡した場合
- 二 退職した者でその勤続期間が10年以上であつて定年により退職した場合又は勤続15年以上であつて職務上特に功労のあつた者が退職した場合
- 三 前各号に準ずる特別の理由により退職した者であつて、特に増額の必要があると認められた場合

(退職一時金の減額)

第8条 職員が次の各号の一に該当する場合には、第5条の規定により計算して得た額から当該額に100分の50以内の割合を乗じて得た額を減額することができる。

- 一 自己都合による退職（出産若しくは婚姻並びに前条各号の規定に該当する場合を除く）
- 二 諭旨退職による退職

(勤続期間の計算)

第9条 退職一時金の算定の基準となる勤続期間の計算は、職員となった日の属する月から退職し又は死亡した日の属する月までの年月数による。ただし、その期間のうちに会社都合以外の事由による休職又は育児休業若しくは介護休業によりすべて勤務しなかった月があったときは、その月数(私傷病休職又は育児休業若しくは介護休業の場合にあっては、その月数の2分の1の月数)を除算する。

2 前項の規定により計算した勤続期間に1年未満の端数がある場合に、その端数が6ヶ月超のときは1年とし、6ヶ月以下のときは切り捨てる。

(退職一時金の支給時期)

10条 退職一時金は、特別の事情がある場合を除き、支給事由の発生した日から1ヶ月以内にその全額を支給する。

第3章 確定拠出年金及び前払い退職金

(総則)

第11条 職員の確定拠出年金及び前払い退職金については、この章の定めるところによる。

(対象者)

第12条 第2条に該当する者のうち、満60歳未満の職員を対象者とする。

(掛金額及び給付金額)

第13条 確定拠出年金の掛金及び前払い退職金の給付金は本機関が拠出することとし、その月の1日時点の職員の等級に応じて次の各号に掲げる金額を毎月拠出する。

一	8級	25,000円
二	7級	19,000円
三	6級	14,000円
四	5級	11,000円
五	4級	9,000円
六	3級	7,000円
七	2級	6,000円
八	1級	5,000円

2 会社都合以外の事由による休職又は育児休業若しくは介護休業により無給となる月については、拠出を中断する。

(確定拠出年金と前払い退職金の選択)

第14条 職員は、確定拠出年金の掛金拠出と前払い退職金の給付との割合を、1,000円単

位で選択すること
ができる。

- 2 選択した額は、毎年4月1日に変更することができる。ただし等級が変更になった場合については、等級が変更になった月の翌月1日に臨時で変更することができる。
- 3 前項の規定にかかわらず、一旦確定拠出年金の加入者となった者は選択する掛金の額を零円とすることはできない。

第1節 確定拠出年金

(拠出金の返還)

第15条 勤続3年未満で、自己都合により退職した職員又は懲戒解雇により退職した職員については、本人の確定拠出年金資産残高の範囲内で、本機関が拠出した掛金相当額を会社に返還する。

(給付の種類)

第16条 確定拠出年金の給付は、次の各号に掲げる通りとする。

- 一 老齢給付金
- 二 障害給付金
- 三 死亡一時金
- 四 脱退一時金

(老齢給付金)

第17条 老齢給付金の給付開始時期は、満60歳から満70歳までの期間から加入者等が選択する。ただし、給付開始時期において、次の各号に掲げる通算加入者等期間を満たしていることを条件とする。

- | | |
|------------------------|-----------|
| 一 給付開始時期が60歳以上61歳未満の場合 | 10年以上 |
| 二 給付開始時期が61歳以上62歳未満の場合 | 8年以上10年未満 |
| 三 給付開始時期が62歳以上63歳未満の場合 | 6年以上8年未満 |
| 四 給付開始時期が63歳以上64歳未満の場合 | 4年以上2年未満 |
| 五 給付開始時期が64歳以上65歳未満の場合 | 2年以上4年未満 |
| 六 給付開始時期が65歳以上の場合 | 2年未満 |

(老齢給付金の支給方法)

第18条 老齢給付金は、年金として支給する。ただし、本人が希望した場合は、一時金として支給することができる。

(障害給付金)

第19条 加入者等が次の各号のいずれかに該当したときは、その者は、満70歳に達する日の前日までに障害給付金の支給を請求することができる。

- 一 加入者等が、疾病にかかり、又は負傷し、かつ、その疾病又は負傷及びこれらに起因する

疾病（以下「傷病」という。）について初めて医師又は歯科医師の診療を受けた日（以下「初診日」という。）から起算して1年6ヶ月を経過した日（その期間内にその傷病が治った場合においては、その治った日（その症状が固定し治療の効果が期待できない状態に至った日を含む。）とし、以下「障害認定日」という。）から満70歳に達する日の前日までの間に、その傷病により国民年金法第30条第2項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態に至ったとき

二 加入者等が、疾病にかかり、又は負傷し、かつ、その傷病（以下「基準傷病」という。）に係る初診日において、基準傷病以外の傷病により障害の状態にある場合であって、基準傷病に係る障害認定日から満70歳に達する日の前日までの間に、初めて、基準傷病による障害と他の障害とを併合して前号の国民年金法第30条第2項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態に該当するに至ったとき（基準傷病の初診日が、基準傷病以外の傷病（基準傷病以外の傷病が2以上ある場合は、基準傷病以外のすべての傷病）の初診日以降であるときに限る。）

（障害給付金の支給方法）

第20条 障害給付金は、年金として支給する。ただし、本人が希望した場合は、一時金として支給することができる。

（死亡一時金）

第21条 加入者等が死亡したときは、個人別管理資産額を死亡一時金として遺族に支給する。

（脱退一時金）

第22条 加入者であった者が、次の各号に掲げる給付要件を全て満たし、かつ、本人が希望した場合は、再委託先運営管理機関の裁定に基づいて個人別管理資産額を脱退一時金として支給する。

- 一 企業型年金加入者、企業型年金運用指図者、個人型年金加入者又は個人型年金運用指図者でないこと
- 二 当該請求した日における個人別管理資産の額が15,000円以下であること
- 三 当該企業型年金加入者の資格を喪失した日が属する月の翌月から起算して6ヶ月を経過していないこと

（制度の運営）

第23条 確定拠出年金制度の運営は別に定める企業型年金規約によるものとする。

第2節 前払い退職金

（資格の喪失）

第24条 次の各号の一に該当するに至った場合は、前払い退職金の給付を受ける資格を喪失する。

- 一 退職したとき

- 二 死亡したとき
- 三 60歳に達したとき

第4章 雑則

(遺族の範囲及び順位)

第25条 第3条第1項及び第22条に規定する遺族は、次の各号に掲げるものとする

- 一 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）
 - 二 子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹及びその他の親族で職員の死亡当時職員と生計を一にしていた者
 - 三 子、父母、孫、祖父母、及び兄弟姉妹で前項に該当しない者
- 2 前項に規定する者が退職手当の支給を受ける順位は、前項各号の順位により、第2号又は第3号に掲げる者のうちにあつては、同号に掲げる順位による。この場合において、父母については、養父母を先にし、実父母を後にする。祖父母については養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、父母の実父母を後にする。
- 3 退職手当を受けるべき遺族のうち、同順位のものがあるときは、その人数により等分して支給する。

(端数の処理)

第26条 この規程の定めるところによる退職手当の計算の結果生じた100円未満の端数は、これを100円に切り上げるものとする。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

本則第14条の規定に係らず、本機関の企業型確定拠出年金を施行するまでの期間については前払い退職金で支給する。